

防整サ第19691号
令和6年9月2日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

情報保証統括責任者
デジタル統括責任者
整備計画局長
(公印省略)

政府デジタル人材のスキル認定について（通知）

標記について、政府デジタル人材のスキル認定の基本的な考え方（サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定。29.9.5）及び政府デジタル人材のスキル認定の基準（サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定。30.1.31。以下「スキル認定基準」という。）に基づき、下記のとおり実施するので通知する。

なお、セキュリティ・ITに係る政府デジタル人材のスキル認定について（防整サ第19747号。令和5年9月21日）は廃止する。

記

1 対象者

スキル認定基準を満たす自衛官以外の防衛省職員とする。

2 認定基準

スキル認定基準によるものとする。

3 認定手続

(1) 対象者がスキル認定基準のいずれかを充足したと認知したとき、本省内部

部局の対象者にあつては、整備計画局サイバー整備課長が別紙様式により「政府デジタル人材のスキル認定に関する調書」（以下「調書」という。）を作成するものとし、本省内部部局以外の機関等にあつては、当該機関等の情報システム担当課長等（別表の左欄に掲げる機関等のそれぞれ右欄に定める者をいう。以下同じ。）が調書を作成し、整備計画局サイバー整備課長に通知するものとする。

- (2) 整備計画局サイバー整備課長は、前号の調書を作成し、又は通知を受けた場合には大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に申請するものとする。
- (3) 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官は、スキル認定の可否を判断し、スキル認定結果を整備計画局サイバー整備課長に通知するものとする。
- (4) 整備計画局サイバー整備課長は、スキル認定結果について、大臣官房秘書課長及び情報システム担当課長等に通知するものとする。

4 防衛省以外の国の機関によるスキル認定に関する特例

防衛省以外の国の機関において、スキル認定基準に基づき実施されたスキル認定について、前項の規定に関わらず、防衛省においてスキル認定を行ったものとみなすことができるものとする。

5 スキル認定の更新

- (1) 更新に係る事務は、整備計画局サイバー整備課長が行う。
- (2) スキル認定を失効した者が生じた場合、整備計画局サイバー整備課長は、大臣官房秘書課長及び情報システム担当課長等に通知するとともに、翌年度の5月末日までに大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に報告するものとする。

6 委任事項

この通知に定めるもののほか、この通知の実施に必要な事項は、整備計画局サイバー整備課長が定める。

添付書類：1 別表

2 別紙様式

3 政府デジタル人材のスキル認定の基準（サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定。30. 1. 31）

別表

各機関等における情報システム担当課長等

機関等	情報システム担当課長等
本省内部部局	整備計画局サイバー整備課長
防衛大学校	防衛大学校総合情報図書館事務長
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局企画部情報システム課長
防衛研究所	防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2に規定する共同の部隊を含む。）	統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長
陸上幕僚監部（陸上幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊の部隊及び機関を含む。）	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長
海上幕僚監部（海上幕僚長の監督を受ける海上自衛隊の部隊及び機関を含む。）	海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長
航空幕僚監部（航空幕僚長の監督を受ける航空自衛隊の部隊及び機関を含む。）	航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長
情報本部	情報本部計画部長
防衛監察本部	防衛監察本部総務課長
各地方防衛局	各地方防衛局総務部長
防衛装備庁	防衛装備庁長官官房総務官

政府デジタル人材のスキル認定に関する調書

別紙様式

連番	記入 年月日	氏名	現官職	申請 スキル	役職 段階	スキル認定状況					(1) 業 務 経 験						(2) 公的資格試験等の合格又は修了				(3) 研 修 修 了 年 月 日							特記事項 (申請側記載)	認定結果 (認定側記載)
						係員	係長	補佐 (p)	補佐 (s)	課室 長	役職 段階	区分	年数	対象期間	官職名等	業務概要	基本 情報	応用 情報	高度 試験	情セ 技術	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	B-4	C		
											係員級																		
											係長級																		
											部員級																		
											係員級																		
											係長級																		
											部員級																		
											係員級																		
											係長級																		
											部員級																		
											係員級																		
											係長級																		
											部員級																		
											係員級																		
											係長級																		
											部員級																		
											係員級																		
											係長級																		
											部員級																		
											係員級																		
											係長級																		
											部員級																		
											係員級																		
											係長級																		
											部員級																		

政府デジタル人材のスキル認定の基準

平成 30 年 1 月 31 日
サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・
各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定
平成 30 年 3 月 30 日一部改定
平成 31 年 4 月 3 日一部改定
令和 2 年 4 月 17 日一部改定
令和 3 年 3 月 30 日一部改定
令和 3 年 9 月 30 日一部改定
令和 4 年 5 月 27 日一部改定
令和 5 年 6 月 2 日一部改定
令和 6 年 3 月 29 日一部改定

1 はじめに

「政府デジタル人材のスキル認定の基本的な考え方」（平成 29 年 9 月 5 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）に基づき、政府デジタル人材のスキル認定を行うための全府省庁共通の基準を次のように決定する。

2 スキル認定の区分

政府デジタル人材のスキル認定は、政府デジタル人材として職務を遂行するために必要となる IT・セキュリティに係る知識及び一定の業務経験を有する者に対し行うものとし、認定に係る役職段階等に応じ、「係員スキル認定」、「係長スキル認定」、「課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定」、「課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定」及び「課室長スキル認定」に区分するものとする。

3 スキル認定の基準

スキル認定は、以下の（１）、（２）及び（３）の要件を満たした者に対して行うことができるものとする（※）。

なお、令和 5 年度以前にスキル認定に要する研修の修了等をしている場合は、公的資格試験等を要件として導入することに伴う経過措置として令和 7 年度までは公的資格試験等の導入前の要件に基づくスキル認定を行うことができるものとする。また、令和 7 年度までにスキル認定を受けた者のうち（２）の要件を満たしていない者へのスキル認定の有効期間は令和 7 年度末

までとし、以降のスキル認定に当たっては、(2)の要件を満たすものとする。

※ 業務経験を有する場合における各区分に必要な公的資格試験等や研修の一覧については別表のとおり。

(1) 業務経験

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、表1のとおり、以下のア～エに定める業務経験を有すること。なお、業務のイメージを示せば、表2のとおり。

ア 係員スキル認定

行政機関、民間企業等において、以下のいずれかの業務に通算して2年以上従事した経験

(ア) 情報システムに係る企画等業務

- ① サイバーセキュリティの確保
- ② 情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案
- ③ 上記①又は②と併せて行われる業務の運営の改善及び効率化に関する事項についての企画及び立案に関する業務（デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、業務改革（BPR）の推進及びデータ利活用の推進を含む。）

(イ) 情報システムに係る運用等業務

- 情報システムに係る設計、構築、保守及び運用

イ 係長スキル認定

係員級又は係長級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して2年以上従事した経験

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定及び課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定

係長級又は課長補佐級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験

エ 課室長スキル認定

課長補佐級又は課室長級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験

表1 各役職のスキル認定に求められる業務経験

	係員級	係長級	課長補佐級	課室長級
対象業務	(ア) 情報システムに係る企画等業務 (イ) 情報システムに係る運用等業務			
必要年数	2年	2年（係員級又は係長級での経験）	3年（係長級又は課長補佐級での経験）	3年（課長補佐級又は課室長級での経験）

表2 業務のイメージ

① ITガバナンス・総括（PMO） ・政府全体・府省庁内の情報システムの統括・監理 ・DX、デジタル・ガバメント等に関する取組の推進、府省庁内外との調整 ・デジタル人材の確保・育成に向けた広報・研修 ② プロジェクト（PJMO） ・情報システムの整備・運用に関する企画・立案、府省庁内外との調整 ・個別業務の課題解決に向けた情報システムの活用方策の検討、具体化に向けた設計・構築 ・個別の情報システムに関する計画策定、予算要求、調達手続、運用、課題の整理・反映に至る一連のプロジェクトマネジメント ③ サイバーセキュリティ ・サイバーセキュリティに関する計画、規程の策定等の企画立案、府省庁内外との調整、監査 ・サイバー攻撃等によるセキュリティインシデント発生時の対処 ・脆弱性対策や職員に対する教育・訓練、普及啓発 ④ DX・BPR・データ利活用 ・サービスデザインの実践やBPRの徹底による効率化・行政サービス改革のための企画・立案 ・データの分析や結果の政策の企画・立案への活用	等
---	---

（2）公的資格試験等の合格又は修了

それぞれのスキル認定の区分に応じ、次に定める公的資格試験等に合格又は修了していること。なお、上位の公的資格試験等に合格している場合は、下位の公的資格試験等の合格は不要とする。

ア 係員スキル認定

基本情報技術者試験

イ 係長スキル認定

応用情報技術者試験

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定

情報処理技術者試験の高度試験又は情報処理安全確保支援士試験（いずれか1つ以上）

エ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定

実践的サイバー防御演習（CYDER）B－2コース（当該コース又は3（3）で示す情報システム統一研修の情報セキュリティ技術コースのいずれかの修了で差し支えない。）

オ 課室長スキル認定

情報処理技術者試験の高度試験又は情報処理安全確保支援士試験（いずれか1つ以上）

また、上記の公的資格試験等に代えて、当該試験等と同等以上と認められるものとして、別紙2及び別紙3に掲げる各府省庁の独自の研修の修了又は各種資格試験等の合格をもって、要件に充てることができるものとする。

（3）研修の修了

それぞれのスキル認定の区分に応じ、次に定める研修を修了していること。なお、スキル認定に必要な研修の修了は、別紙1に掲げるデジタル庁が実施する情報システム統一研修（ただし、令和6年3月以前にデジタル庁が実施した情報システム統一研修のうち、別紙1に定めるものを含む。以下「統一研修」という。）を基本とし、統一研修と同等以上として認められるものとして別紙2に掲げる各府省庁独自の研修の修了をもって代えることができるものとする。

ア 係員スキル認定

A－1、A－2

イ 係長スキル認定

A－1、A－2

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定

A－1、A－2、B－1、B－2

エ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定

A－1、A－2、B－3（※）、B－4

オ 課室長スキル認定

A－1、A－2、B－1、B－2、B－3（※）、B－4、C

※ 上記B－3又は3（2）で示す実践的サイバー防御演習（CYDER）B－2コースのいずれかの修了で差し支えない。

スキル認定の要件となる公的資格試験等・情報システム統一研修

		係員	係長	課長補佐（プロジェクト）	課長補佐（サイバーセキュリティ）	課室長
公 的 資 格 試 験 等	基本情報技術者試験	●				
	応用情報技術者試験		●			
	情報処理技術者試験の いずれかの高度試験 又は情報処理安全確保 支援士試験（法律の規 定に基づき経済産業大 臣が試験合格者と同等 以上の能力を有すると 認めた場合を含む）			●		●
	実践的サイバー防御演 習（CYDER）Ｂ－２ コ ース				●（※）	● （※）
情 報 シ ス テ ム 統 一 研 修	情報システム新任者	●	●	●	●	●
	情報セキュリティ基礎	●	●	●	●	●
	業務の見直しと調達の 計画			●		●
	IT 調達と発注管理			●		●
	情報セキュリティ技術				●（※）	● （※）
	情報セキュリティ運用				●	●
	管理職向けのマネジメ ント研修					●

注 上位の公的資格試験等に合格している場合は、下位の公的資格試験等の合格は不要とする。

※ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）及び課室長のスキル認定に当たっては、総務省・NICT が実施する実践的サイバー防御演習（CYDER）Ｂ－２ コース又はデジタル庁が実施する情報システム統一研修の情報セキュリティ技術のいずれかの修了を必須とする。

スキル認定の要件となる統一研修

区分	A－1	A－2	B－1	B－2	B－3	B－4	C
6 年度	情報システム 新任者	情報セキュリティ 基礎	業務の見直しと調達の計画	IT 調達と発注管理	情報セキュリティ 技術	情報セキュリティ 運用	管理職向けのマネジ メント 研修

スキル認定の要件となる統一研修（令和 6 年 3 月以前）

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 － p 1	D 1 － p 2	D 1 － p 3	D 2 － p 1	D 2 － p 2	D 1 － s 1	D 2 － s 1
5 年度 (第 2 四 半期以降)	デジタル・ガバメント 基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎（プロジェクト管理で代替可能。）	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術又は情報セキュリティ運用で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース基礎 (データベース技術で代替可能。)	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT 調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
5 年度 (第 1 四 半期まで) 4 年度 3 年度 2 年度 31 年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術又は情報セキュリティ運用で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース基礎 (データベース技術で代替可能。)	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT 調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
30 年度 29 年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術、情報セキュリティ運用又は情報セキュリティに関する e ラーニング (N I S C 実施) で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース基礎 (データベース技術で代替可能。)	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT 調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
28 年度	電子政府基礎	情報システム入門（共通キャリア・スキルフレームワーク レベル 1）	プロジェクト管理（基礎） (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ（管理）、情報セキュリティ（技術）又は情報セキュリティに関する e ラーニング (N I S C 実施) で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT 調達と発注管理	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）
27 年度 26 年度	電子政府基礎	情報システム入門（共通キャリア・スキルフレームワーク レベル 1）	プロジェクト管理（基礎） (電子政府Ⅰ（プロジェクト管理）で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ（管理）又は情報セキュリティ（技術）で代替可能。)	電子政府（情報システム新任者）	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	電子政府Ⅰ（プロジェクト管理）	－	電子政府Ⅲ（システム運用及び保守）	電子政府Ⅱ（システム調達・調達の計画）	電子政府Ⅱ（システム調達-提案依頼・契約）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
25 年度 24 年度	情報化施策 基礎	—	プロジェクト管 理（基礎） （プロジェクト 管理（PMO） 又はプロジェクト 管理（PJMO） で代替可 能。）	情報セキュリティ 基礎 （情報セキュリ ティ（管理）又は情 報セキュリティ （技術）で代替可 能。）	PMO／PJMO（情報シス テム担当）新任者 （PMO／PJ MO構成員（情 報システム担 当）基礎で代替 可能。ただし、 平成 27 年度以降 の電子政府基礎 の修了が条件。）	ネットワーク 基礎 （ネットワー ク技術で代替 可能。）	データベ ース技術	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）	プロジェ クト管理（P MO） （プロジェ クト管理 （PJMO） で代替 可能。）	—	—	調達管理 （調達計 画）	調達管理 （提案依 頼・契約）	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）
23 年度 22 年度	情報化施策 基礎	—	プロジェクト管 理（基礎） （プロジェクト 管理（PMO） 又はプロジェクト 管理（PJMO） で代替可 能。）	情報セキュリティ 基礎 （情報セキュリ ティ（管理）又は情 報セキュリティ （技術）で代替可 能。）	PMO／PJMO新任者 （PMO／PJ MO構成員基礎 で代替可能。た だし、平成 27 年 度以降の電子政 府基礎の修了が 条件。）	ネットワーク 基礎 （ネットワー ク技術で代替 可能。）	データベ ース技術	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）	プロジェ クト管理（P MO） （プロジェ クト管理 （PJMO） で代替 可能。）	—	—	調達管理 （調達計 画）	調達管理 （提案依 頼・契約）	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）
21 年度	情報化施策Ⅰ A（電子政 府関連）	—	プロジェクト管 理Ⅰ （プロジェクト 管理Ⅱで代替可 能。）	情報セキュリティ Ⅰ （情報セキュリ ティⅡ又は情報セ キュリティⅢで代替 可能。）	PMO／PJMO新任者	ネットワーク 基礎 （最新情報技 術（ネットワ ーク）で代替 可能。）	最新情報技 術（データ ベース）	情報セキュ リティⅡ及 び情報セキ ュリティⅢ	プロジェ クト管理Ⅲ （プロジェ クト管理Ⅱ で代替可 能。）	—	—	調達管理Ⅱ	調達管理Ⅲ	情報セキュ リティⅡ及 び情報セキ ュリティⅢ	情報セキュ リティⅡ及 び情報セキ ュリティⅢ

注 1 令和 7 年度末までの経過措置期間においては、令和 5 年 6 月 2 日一部改定時点の「政府デジタル人材のスキル認定の基準」（旧認定基準）の別紙 1 に基づく i）～vii）の研修を修了した場合、それぞれ以下の各研修を修了したものとみなして差し支えない。

- i）B（②）→A－2（係員のみ）
- ii）B（②）及びC（③）→A－2
- iii）B（③）→A－1
- iv）D 2－p 1→B－1
- v）D 2－p 2→B－2
- vi）D 1－s 1→B－3
- vii）D 2－s 1→B－4

2 スキル認定要件として、令和 6 年 4 月以降の共通区分の研修修了は含まない。

スキル認定の要件となる各府省庁独自の研修

区分	A－1	A－2	B－1	B－2	B－3	B－4	公的資格 試験等
N I S C 初任者研修（内閣官房）〔令和元年度研修以降〕						○	
各府省庁 C S I R T 要員に対する情報セキュリティインシデント対処訓練（内閣官房）〔令和 2 年度研修以降〕					○		
C Y M A T 研修（内閣官房）〔令和 2 年度研修以降〕					○		
情報セキュリティマネジメント研修（金融庁）〔令和元年度研修以前〕		○					
情報セキュリティマネジメント研修（金融庁）〔令和 2 年度研修以降〕		○ （係員のみ）					
国税庁 アプリケーションエンジニア研修（財務省）〔令和 4 年度研修以降〕		○ （係員のみ）					
国税庁 システムアドミニストレータ上級研修（財務省）〔令和 3 年度研修以前〕		○					
国税庁 情報セキュリティ研修（財務省）〔令和元年度研修以前〕		○ （係員のみ）					
国税庁 情報セキュリティ研修（財務省）〔令和 2 年度、3 年度研修〕		○					
システム整備・運用（P J M O 業務）講習会（農林水産省）〔令和 2 年度名称変更〕	○						

区分	A－1	A－2	B－1	B－2	B－3	B－4	公的資格 試験等
基本情報技術者研修		○ (係員のみ)					
応用情報技術者研修		○					
情報セキュリティインシデ ント机上演習〔3年度研修 以降〕					○		
総合課程情報ネットワー ク・セキュリティ基礎研修	○	○					
総合課程情報システム調達 管理研修	○		○	○			
システム専門官基礎研修	○	○			○		○ (応用情報技術者 試験との同等性)
I S A Dセキュリティ特別 研修		○			○		
情報管理研修（Ⅰ）		○ (係員のみ)					
情報管理研修（Ⅱ）					○		
セキュリティ・IT人材育 成研修		○				○	
管区情報通信業務ネットワ ーク技術研修（東京管区気 象台）〔2年度研修以前〕		○ (係員のみ)					
管区情報通信業務能力・技 術能力向上研修（大阪管区 气象台）〔30年度名称変更、 2年度研修以前〕		○ (係員のみ)					
情報通信業務及びセキュリ ティ能力・技術向上に関す る技術指導（沖縄气象台）		○ (係員のみ)					

スキル認定の要件となる各種資格試験等

名称	スキル認定に当たり同等性を認める各種資格試験等
情報処理技術者試験（基本情報技術者試験） （ITSS レベル 2 相当）	• JUSE Certified Software Quality Engineer (JCSQE) 初級 • IT 検証技術者レベル 2 • Japan Software Testing Qualifications Board (JSTQB) -Foundation
情報処理技術者試験（応用情報技術者試験） （ITSS レベル 3 相当）	• IT 検証技術者レベル 3 • Project Management Professional (PMP)
情報処理技術者試験（高度試験）又は情報処理安全確保支援士試験 （※法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む） （ITSS レベル 4 相当）	• JUSE Certified Software Quality Engineer (JCSQE) 中級 • IT 検証技術者レベル 4 • 技術士（情報工学部門） • Certified Business Analysis Professional (CBAP) • UML based Modeling Technologies Promotion (UMTP) L4 • Cisco Certified Internetwork Expert (CCIE) • VMware Certified Design Expert (VCDX) • Citrix Certified Expert - Virtualization (CCE-V) • Cisco Certified Design Expert (CCDE) • Certified Information Systems Security Professional (CISSP) • Certified Information Systems Auditor (CISA)